

IFRS解釈指針委員会が、解釈指針案「外貨建取引と前渡・前受対価」を公表

注：本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

トーマツ IFRSセンター・オブ・エクセレンス

本IFRS in Focusは、IFRS解釈指針委員会が一般のコメントを求めるために2015年10月に公表した、最近のIFRIC解釈指針案DI/2015/2「外貨建取引と前渡・前受対価」（「本解釈指針案」）で提案された内容を要約したものである。

要点

- 本解釈指針案は、対価の前払い又は前受けを伴う場合、企業がどのように取引日、したがって外貨建取引を報告する際に使用する直物為替レートをどのように決定すべきかのガイダンスを提供するものである。
- 本解釈指針案は、収益取引に限らず、対価の前払い又は前受けを伴うその他の外貨建取引の当初認識時にも適用される。
- 企業は、適用開始時に遡及して又は将来に向かって適用するいずれかの方法を選択することができる。
- 本解釈指針案に対するコメント期限は、2016年1月19日である。

IASBはなぜ本解釈指針案を提案するのか？

本解釈指針案は、解釈指針委員会が受けた要望に対応して開発されたもので、顧客が財又はサービスに対して返還されない支払いを事前に行う場合で、収益取引をIAS第21号「外国為替レート変動の影響」に従って報告する際に使用する為替レートを明確化することを目的としている。解釈指針委員会は、返金不要の前受金の受取日の直物為替レートをを用いた収益の認識と、財又はサービスの移転日の直物為替レートをを用いた収益の認識との間で現行の実務上の不統一がある点に着目し、そのため、IAS第21号の解釈指針を開発することを決定した。

本解釈指針案が提案する変更はどのようなものか？

本解釈指針案は、非貨幣性の前払資産又は非貨幣性の繰延収益負債に関連し、それらの認識中止時に初めて認識される、資産、費用又は収益（あるいはその一部）を換算するため使用する直物為替レートを

を決定する目的で取引日を識別する際のガイダンスを提案している。

本解釈指針案は、当該目的のために識別される取引日は、次のいずれか早い日であることを明確化している。

- 非貨幣性の前払資産又は非貨幣性の繰延収益負債が、企業の財務諸表に当初認識される日
 - 関連する資産、費用又は収益（あるいはその一部）が、財務諸表に認識される日（その結果、前払資産又は繰延収益残高の認識が中止される）
- 取引が段階的に行われる場合には、取引日は各段階について設定される。

見解

外貨建取引の量が多い企業では、本解釈指針の適用により、外国為替変動の影響を計算するために使用しているソフトウェアの改修が必要になるかもしれない。

本解釈指針案は、外貨建であるか又は外貨で価格設定される前渡・前受対価が、非貨幣性の前払資産又は非貨幣性の繰延収益負債を生じさせる場合のみ

を対象とし、外貨建であるか又は外貨で価格設定される現金対価及び現金以外の対価の両者に対して適用される。本解釈指針案は、関連する資産、費用又は収益（あるいはその一部）の当初認識の目的で、非貨幣性の前払資産又は非貨幣性の繰延収益負債の外貨金額が事後に再測定を求められるような状況には適用されない。例えば、関連する資産、費用又は収益を、公正価値により当初認識することが要求される場合である。

見解

IFRS解釈指針委員会は、当該論点は収益取引に限定されないこと、したがって本解釈指針案を、同様の影響を受けるその他の外貨建取引の当初認識にも適用すべきであることを決定した。本解釈指針案の結論の根拠に設けられている例示では、有形固定資産、無形資産、及び投資不動産の購入及び売却、棚卸資産及びサービスの購入、そしてある種の政府補助金やリー

ス契約を含む取引を扱っている。

更に解釈指針委員会は、本解釈指針案は保険契約及び法人所得税に係る取引には適用する必要はないことを決定した。

本解釈指針案はいつ適用されるのか？

本解釈指針案は適用日を特定していないが、最終化されれば早期適用が認められることを提案している。

適用開始時に、企業は本解釈指針案の提案を、遡及して又は将来に向かって適用するいずれかの方法を選択することになる。

コメント期間は2016年1月19日に終了するが、解釈指針委員会はその後本解釈指針案に対して受け取ったコメントを検討した後に発効日を決定する。

以上

デロイト トーマツ Web サイトのご案内 IFRS/国際財務報告基準(国際会計基準)

<http://www.deloitte.com/jp/ifrs/>

デロイト トーマツ グループでは、統一した高品質のIFRS関連サービスを広範に提供することを目的として、IFRSの専門家集団、「トーマツIFRS推進」を設置し、Webサイトでも最新の情報発信や各種サービスの提供を行っています。ぜひご活用ください。

●デロイト トーマツのIFRSサービス

デロイト トーマツのIFRSサービスの特徴/IFRSサービスメニュー/IFRS導入の指針

●IFRSとは

IFRSの歴史/IFRSの構成/IFRSの特徴/各国のIFRS適用状況/日本及び米国におけるIFRSをめぐる動向/IFRS関連略称/日本のIFRSの動向/世界のIFRSの動向

●解説記事

IFRS基準別の解説/IFRS公開草案等の解説/IFRSと日本基準の会計基準差異/IFRS業種別トピックス/IFRS関連ニュースレター

●セミナー

IFRSセミナー/IFRSオンラインセミナー

●出版物

市販書籍/デロイトの出版物

お問合せ先 トーマツ IFRS推進 Tel:03-6213-1168 E-mail:jp_ifrs_service@tohatsu.co.jp